

文教警察企業常任委員会会議録

平成19年 1 月23日

場 所 第3委員会室

平成19年1月23日（火曜日）

午前10時5分開会

会議に付託された議案等

- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
- その他報告事項
 - ・年末年始における事件・事故等の発生状況について
 - ・沿岸警戒について
 - ・北朝鮮のミサイル発射及び核実験時における警察の対応について
 - ・「教育委員会制度の在り方」を巡る国の検討状況について
 - ・いじめ問題への対応について

出席委員（7人）

委員	長	外山良治
副委員	長	湯浅一弘
委員		松井繁夫
委員		外山三博
委員		中村幸一
委員		蓬原正三
委員		十屋幸平

欠席委員（1人）

委員		山口哲雄
----	--	------

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	吉田尚正
警務部長	田畑勝己
警務部参事官兼 首席監察官	柄本憲生

生活安全部長	井上光司
刑事部長	石村明朗
交通部長	伊藤榮啓
警備部長	田崎三男
警務部参事官	谷口数雄
警務部参事官兼 会計課長	椎康一
生活安全部参事官兼 地域課長	柏田憲一
総務課長	松井宏益
生活安全企画課長	椎木伸一
少年課長	大町正行
交通部参事官兼 運転免許課長	白方寛
交通規制課長	中園雅夫

教育委員会

教育長	高山耕吉
教育次長 (総括)	石野田幸蔵
教育次長 (教育政策担当)	前田博
総務課長	梅原誠史
政策企画監	満丸洋一
財務福利課長	小田正一
学校政策課長	飛田洋
学校支援監	白川智
特別支援教育室長	渋谷弘二
教職員課長	谷村學
生涯学習課長	豊島美敏
スポーツ振興課長	坂口和隆
文化財課長	米良弘康
人権同和教育室長	遠目塚勉

事務局職員出席者

政策調査課主査	千知岩義広
議事課主任主事	大野誠一

○外山良治委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案をごらんください。本日は、警察本部及び教育委員会に報告事項の説明を求めています。この日程案のとおりで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時6分休憩

午前10時6分再開

○外山良治委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○吉田警察本部長 警察本部長の吉田でございます。委員長を初め委員の皆様方には、平素から警察業務に関しまして、格別の御支援、御協力を賜っておりますこと、昨年1年間、大変御指導いただきましたことを改めて厚く御礼を申し上げます。

本年も、宮崎県警察といたしましては、県民の期待と信頼にこたえるために力強い警察活動を推進し、安全で安心して県民が暮らせるように精いっぱい努力をしまいる所存でございます。委員長、委員の先生方のさらなる御指導、御支援をよろしくお願いをいたしたいと思いません。

本日は、「年末年始における事件・事故等の発生状況について」、「沿岸警戒について」、「北朝鮮のミサイル発射及び核実験時における警察の対応について」、この3項目につきまして、担当

部長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。以上であります。

○井上生活安全部長 それでは、「年末・年始における事件・事故等の発生状況」について御説明をいたします。

お手元の資料1をごらんいただきたいと思います。

まず、1の初詣等に伴う人出結果についてあります。この統計は、主な神社、仏閣の初詣と観光地や行楽地について管理者が発表しました三が日の人出を前年比であらわしております。初詣、観光地等とも昨年を上回りまして、初詣につきましては、わずかではありますが、過去10年間で最高の人出となっております。初詣で最も多かったのは、宮崎神宮の22万9,000人、観光地ではえびの高原の2万人でした。増加の理由といたしましては、ことしは、人出がピークとなる大みそかから元旦にかけて、比較的好天に恵まれたことが考えられます。雑踏警備は、警察官と自主警備員の合計1,442名体制で実施しましたが、雑踏に関連する事故や特異な事件等の発生はありませんでした。以上でございます。

○石村刑事部長 次に、刑事部関係について、御説明をいたします。

年末年始における重要犯罪や凶悪犯罪の発生はありませんでしたが、元日に高鍋町内において、焼死者1名を伴う人家火災が発生して、現在、失火の疑いで捜査中であります。その他特異な事件・事故等はございませんでした。以上であります。

○伊藤交通部長 次に、交通部から年末年始の交通事故の発生状況及び暴走族等の取り締まり状況について、御説明いたします。

まず、交通事故の発生状況についてでありま

す。お手元の説明資料1の2をごらんください。

平成18年12月28日から本年1月3日までの間の県内の交通事故は、発生件数は120件で、前年同期比マイナス41件、死者数は1人で、前年同期比プラスマイナス0、負傷者数は149人で、前年同期比マイナス56人であります。このうち、飲酒運転による交通事故は1件で、前年同期に比べてマイナス3件と大きく減少しております。また、死亡事故が1件発生しております。これは本年1月2日、高千穂町の県道において、横断歩道を横断中の高齢歩行者が普通乗用車にはねられた事故であります。年末年始の期間中、交通事故の発生件数及び負傷者数が大幅に減少しておりますが、その大きな要因は、飲酒運転取り締まりなど街頭活動を強化したことだと考えております。

次に、暴走族等の取り締まり状況についてであります。説明資料1の3をごらんください。

大みそかから元旦にかけて、日南海岸方面における迎光目的で県外及び県内から流入した暴走族等が「初日の出暴走」と称して、暴走行為を敢行するおそれがあることから、暴走族取締り本部を設置して、警察官580名、車両200台体制による県境及び県内の主要道路29カ所において大型検問所を設置して、取り締まりに当たったところであります。県内外からの元暴走族等が使用する車両及び「国旗」や「謹賀新年」等の文字により装飾したいわゆる正月仕様車両を重点に検問を実施し、四輪車及び二輪車約120台に対し、徹底した取り締まりや警告等を実施しております。その結果、大規模な集団暴走等もなく、取り締まりが功を奏し平穏に推移したと考えております。

期間中における違反検挙につきましては、資料の(1)の暴走族等の違反検挙状況のとおり、

信号無視1件、マフラー等の整備不良4件、通行区分違反1件、その他の違反が2件、合計8件の違反を検挙しております。

次に、特異事案としまして、1日の午前零時過ぎ、日向市内におきまして、信号無視を繰り返すなどの違反行為を行った四輪運転者とその同乗者を逮捕しています。これは、日向市内の国道10号を四輪車3台及び二輪車2台が集団により、著しい低速走行を行いながら信号無視を繰り返した事案で、取り締まり中のパトカーがそのうちの1台を捕捉し、運転していた者とその同乗者を逮捕したものです。その後、昨日までに、関係者7名を逮捕し、共同危険行為等の禁止違反で捜査中であります。以上であります。
○田崎警備部長 続きまして、「沿岸警戒」について御報告いたします。資料2をごらんください。

まず最初に、1の「拉致容疑関連事案」から御説明いたします。全国の情勢であります。現在、政府が認定しております「北朝鮮による日本人拉致容疑事案」は、12件の17名となっております。そのうち、これまでに5名の拉致被害者及び8名の御家族が帰国・来日されております。また、民間で組織し、独自に拉致問題を調査している「特定失踪者問題調査会」では、「北朝鮮に拉致された疑いを否定できない失踪者」として、全国で約260名を公開しております。

次に、「県内の情勢」ですが、先ほど説明しました特定失踪者問題調査会が公開している約260名のうち、本県関係者として、高鍋町の林田幸男さん(当時53歳)、南郷町の和田幸二さん(当時31歳)、佐土原町の岩本美代子さん(当時36歳)の3名がリストアップされており、このうち、林田さんについては、平成16年10月、御家族から宮崎南警察署に告発状が提出されてお

ます。この林田さんの事案は、昭和63年7月17日、高鍋町在住の林田幸男さん（当時53歳）が、宮崎市赤江の大淀川河口、通称タンポリと言っておりますけれども、ここから遊漁船で友人と一緒に釣りに出たまま行方不明になったというものであります。油津海上保安部に対しましても同様の告発状が提出されております。捜査につきましては、油津海上保安部と「共同捜査に関する協定書」を締結し、連携して所要の捜査を行っているところであります。また、本県警では、林田さんの捜査とともに、岩本さん、和田さんの調査についても継続して行っているところであります。

次に、2の「宮崎県に関連する沿岸事件」についてであります。まず、昭和55年6月に発生した「辛光洙事件」であります。この事件は、先ほど御説明しました政府認定の12件17名のうちの一つであります。昭和60年6月韓国当局が辛光洙を国家保安法違反（スパイ活動）容疑で逮捕したと発表したことから発覚した事案であります。本事案は、北朝鮮の工作員である辛光洙らが昭和55年6月、大阪府在住の原勲晁さんを青島海岸に連れ出し、工作船で北朝鮮に拉致し、その後、辛光洙自身が原さんに成りかわって旅券を不正に取得、数回にわたって出入国を繰り返し、海外拠点の設置や対韓工作などの活動を行っていたものであります。この事件につきましては、平成14年警視庁が旅券法違反容疑等で逮捕状を得て国際手配を行っていましたが、昨年4月、新たに原勲晁さん拉致容疑の主犯として特定し、共犯者とともに国外移送目的略取等で逮捕状を得て、改めて国際手配を行っているところであります。北朝鮮は、原さんについて、同じく拉致被害者である田口八重子さんと昭和55年に結婚し、昭和61年に肝硬変

で死亡したとしておりますが、これを裏づける資料等の提供はなされておられません。

次に、昭和56年6月に発生した「日向事件」であります。これは昭和56年6月に本県警が逮捕・検挙した事件であります。事案の概要につきましては、日向市のお倉ヶ浜海岸から密入国した北朝鮮の工作員である黄成國が、北朝鮮から携行した偽造外国人登録証明書を使用して在日朝鮮人に成り済まして東京都内に潜伏、日本国内の北朝鮮工作員らを指導監督しながら、在日韓国人等を北朝鮮の工作員として韓国に送り込んだり、あるいは在日米軍や自衛隊、日本の朝鮮政策に関する情報収集などを行っていたスパイ事件であります。黄成國が逮捕されたきっかけは、昭和56年6月、本国の北朝鮮から帰国の指令を受け、お倉ヶ浜海岸から北朝鮮に密出国しようとしたことが、折からの台風のため工作船と合流できないまま、日向市の金ヶ浜海岸をずぶぬれになってさまよっていたところを近くの方に発見・通報されたためであります。黄成國が脱出しようとしていた海岸の松林から、暗号メモ、脱出地点の地図、偽造外国人登録証明書等、スパイ活動を裏づける資料を発見、押収しております。その後、黄成國は、出入国管理令、外国人登録法違反等で懲役1年6ヵ月の判決を受けております。

次に、昭和60年4月に発生した「日向灘沖の『白い高速船』逃走事案」であります。これは、昭和60年4月日南市鶴戸埼の東南20キロの海上を北上する不審船を県の漁業監視船が発見し、立ち入り検査のため接近したところ、不審船は猛烈な速度で逃走を始めました。連絡を受けた第十管区海上保安本部が空と海から二昼夜にわたって約1,000キロを追跡しましたが、東シナ海海上で失尾、その後海上自衛隊の航空機が

発見し、巡視船が追跡しましたが、レーダーから消失し追跡を中止しました。その後、不審船は、北朝鮮の南浦港に入港したことが確認されましたが、大分県の船籍「第31幸栄丸」と表示するなど偽装工作をしていたことが判明しております。

次に、平成13年12月に発生した「九州南西海域における北朝鮮工作船逃走事案」であります。これは、平成13年12月22日、九州南西海域における不審船情報を入手した海上保安庁が、巡視船と航空機を派遣し、不審船に対して停船命令を行いました。無視して逃走、巡視船に向け発砲した不審船に対し正当防衛射撃を実施したところ、多数の命中弾を受けた不審船は自爆、沈没し、乗員10人全員が死亡したものです。平成14年9月、水深90メートルの海底から沈没した不審船が引き揚げられ、北朝鮮の工作船と特定されましたが、工作船からは偽装のための「宮崎・明成丸」と記載された救命浮き輪などが発見されております。

次に、3の「沿岸警戒体制等」であります。まず、沿岸線のパトロールですが、県警では、前述の「沿岸事件」等を踏まえ、警察本部、沿岸線を受け持つ7警察署及び密航監視哨員が連携し、計画的な沿岸警戒を実施しているところであります。密航監視哨員とは、沿岸線の警戒を目的とし、平成5年に設置された制度であります。また、借り上げ船舶による洋上からの警戒も実施をしております。

次に、「関係機関・団体との連携」であります。宮崎県の沿岸線は南北に約400キロと長く、警察だけの警戒では限界がありますことから、右に記載しております関係機関・団体との連携を図り、警戒を強化しているところであります。関係機関として、平素から油津海上保安部及び細

島海上保安署、細島税関支署及び同油津出張所、福岡入管宮崎出張所との良好な協力関係の確保に努めております。特に、「海の警察」と言われている海上保安部とは不審情報の相互通報、定期的な情報交換に努めております。また、本県には、外国貿易船の入港する「開港」として、細島港、油津港がありますが、平成16年、両港にそれぞれ「港湾危機管理担当官」が設置されています。この港湾危機管理担当官といえますのは、国の施策として平成13年、内閣に「国際組織犯罪等対策推進本部」が設置され、空港、港湾における「水際対策の強化方策」として設けられた制度であります。その他、細島港対策として、日向警察署と関係機関で「細島港関係機関連絡協議会」を結成し、定期的に会合を開催して、情報の交換等を行っております。

次に、「民間団体との連携」であります。平成元年、沿岸7警察署に地区の沿岸協力会を結成し、その後、平成3年に県レベルの連合組織として「宮崎県沿岸協力会連合会」を発足させ、毎年1回、定例代議員会を開催しており、会員総数約170名が活動しております。会員の活動につきましては、すべてボランティアでありまして、沿岸地区における不審情報の提供、沿岸警戒の必要性の啓発等沿岸警戒に対する協力支援をいただいているところであります。また、日南地区では、九州南西海域における北朝鮮工作船逃走事案の発生を受け、遠洋漁業者との協力体制を確立するため、平成14年5月に、4漁協と油津海上保安部、日南警察署で「日南地区沿岸対策連絡協議会」を発足させるなど、警戒体制を強化しているところであります。

最後に、広報関係であります。沿岸地区の広報活動の一環として、主要な沿岸部に不審船発見時の通報依頼の広報看板を設置しております。

資料2の次のページに写真を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。そのほか、交番、駐在所が発行しております「ミニ広報紙」等による協力依頼をあわせて行っております。以上、沿岸警戒について御報告いたしましたが、今後とも、関係機関と連携し、また地域の方々の御協力を得ながら、沿岸警戒活動を強力に推進してまいりたいと考えております。

次に、資料は準備しておりませんが、先般、北朝鮮がミサイル発射や核実験を行いました。その際の警察の対応について御報告いたします。御案内のとおり、北朝鮮は、昨年7月に弾道ミサイルの発射実験を行い、引き続き、10月には地下核実験を実施した旨の声明を発表しました。県警としましては、諸外国で発生した事案でありましても、このようなミサイル発射や大規模なテロなど我が国の治安に影響を及ぼすものにつきましては、有事に備え所要の態勢をとることであります。その措置の内容としましては、必要な人員の招集や警備本部の立ち上げ、情報収集、部隊の待機、関係機関との連携などです。特に、今回は、北朝鮮関連の事案でありましたので、これらに反発する右翼などによる不法事案も懸念されましたことから、空港や北朝鮮関連施設などの警戒警備を強化するとともに、県危機管理局、自衛隊、入国管理局など関係機関との連携を密にし、情報の収集・共有化を図り、不法事案の未然防止に努めたところであります。なお、核実験に伴い、政府が決定しました「すべての北朝鮮籍船舶の国内入港禁止等」の新たな措置に対しましては、県危機管理局、海上保安庁、空港関係者等による「テロ対策会議」を開催するなど意思統一を図り、有事に備えたところであります。県警としましては、今後も、いかなる事態にも的確に対

応できるように関係機関との連携を強化し、装備資機材の取り扱い習熟訓練等を継続実施して部隊の練度向上に努めてまいり所存でありますので、今後とも御指導よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○外山良治委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終了しましたが、報告事項に対する質疑はございませんか。

○十屋委員 ちょっと2～3お聞きしたいんですけれども、2ページの沿岸警備ですが、先ほど3のところでありましたように、「密航監視哨員による沿岸線の警戒」とあるんですが、これは民間のボランティアなのか、有償でされるのか、先ほど説明ありましたように、長い400キロに及ぶ海岸線ですから、相当数の人数が必要だと思うんですけど、そういう体制はどうなっているのか。

それから、ここにもありますように、警察署、例えば日向だったら日向の警察署との連絡なり、警察の方が行く頻度が少ないんだと思うんですけども、そういう体制はどういうふうになっているんですか。

○田崎警備部長 今の御質問ですけれども、密航監視哨についての警察の連携とかということでもよろしいんですか。

○十屋委員 密航監視員の方々の身分とか指揮体制……。

○田崎警備部長 あとの警察との連携とか……。

○十屋委員 そうです。警察の頻度がやっぱり少ないと思うので、行けるのが……。

○田崎警備部長 はい、わかりました。

○十屋委員 そのあたりの連携はどうされているのか。

○田崎警備部長 まず、密航監視哨ですけれども、この監視哨、哨といいますのは、見張りという

このようでありますけれども、これは平成5年に発足した制度であります。その目的としましては、沿岸線の警戒、具体的には密入国とか密出国、あるいは密貿易、これらを監視をしていただくという制度であります。これは国の施策ということになります。したがって、身分としましては、非常勤の国家公務員ということになります。

任命等でありますけれども、これは任命は警察本部長が行います。そして、その運用、これは地元の署長が行うということになります。配置でありますけれども、具体的なことについては若干差し控えさせていただきますけれども、配置につきましては、沿岸線の数警察署、これで数十人で実施をしておるということでございます。

ですから、先ほどの警察官との連携ということになりますけれども、これは勤務形態等もありまして、いろいろ勤務があります。1つは固定の警戒がある、(聴取不能)の警戒がある、あるいは署長の特命の警戒があるということになります。常に、警察官と合同してパトロールする場合もありますけれども、また個別にやるということもあります。そういうことで連携をとっております。この密航監視哨だけでなく、ほかとの連携でございますけれども、沿岸協力会でありますけれども、この方たちにつきましても、都度、係員が出向いて連絡をとるとか、各地区で各地区の沿岸協力会がありますので、そこでの会議を開催するとか、そういうことで情報交換をしております。

最も大事な通報でありますけれども、これはもう見たときに通報をしていただくということで、ちなみに密航監視哨の通報でありますけれども、平成18年は23件の緊急通報といたしますかね、

それらをいただいております。ただ、密入国とかそれに関する情報はありませんでした。しかし、非常に活動されておまして、中には、家出人あるいは自殺をしようとしていたとか、そういう通報もいただいておりますので、非常に活動をしていただいております、警察としては、非常に助かっておるということでございます。以上でございます。

○十屋委員 その身分は、先ほど言われた非常勤の国家公務員の身分であるということで、例えば、悪いことにたまたま出くわしたと、そうしたら、やっぱりそれなりの何か装備なり、防衛するものなんかは持っていらっしゃるんですか。

○田崎警備部長 これは全くありません。いわゆる活動する装備としまして作業服とか帽子とか靴、懐中電灯、これはありますけれども、ほかの警棒が云々とか、そういうことはありません。これはただ、そういうことで活動自体が結局監視活動を行っていただいて、あとは警察に通報をしていただくと、そういうことですので、実力行使云々というところまでは任務としては付与されていないということでございます。以上でございます。

○十屋委員 それともう一つは、先ほど北朝鮮のミサイル事件の話があったんですが、そのときに国民保護法制との関係はどうなるのかなと、例えば、今、言われたように、テロ対策のためのいろんな対応をされたんだと思うんですが、ああいう事件が起きたときに、警察としては、この法律の中でどういう動きをされるのかというのがちょっと実際につかめないんで、先ほどちょっとお話をされたと思うんですが、もう少し詳しくお話しいただけますか。

○田崎警備部長 国内の治安の第一次的な責任

というのは警察にありますので、ですから、ミサイルが発射されようと、どういう事態があらうと第一次的には国の治安ですから、警察が始動するということになります。ただし、ミサイルとか、あるいは外国が侵略をしてくる、強力な武器とかです、そういう場合には、やっぱり警察の警察力では、ちょっと治安を維持できない場合があらうかと思えます。そのときには、法的には2つ考えられると思えますね。1つは、自衛隊の治安出動です。これは法的には自衛隊法78条・81条、内閣総理大臣がするわけですが、このとき、発令がありました場合には、治安協定に基づいて自衛隊と合同して対処するということになりますね。それからいよいよドンパチが始まって、それこそ戦争だということになれば、国民保護法がありますね。この場合には、警察もいろいろやるべきことが決められております。主な任務としては、当然、国民・県民の命を守ることを第一として考えるわけですが、避難誘導に当たります。それから、重要防護といいますか、生活関連、非常に重要なものがありますけれども、この警戒等、これを実施していくということになります。ですから、それを区別することはできませんけれども、いずれにしても、戦争になろうと、その前段階の緊急な事態になろうとも、警察は、県民の安全を第一に考えて、それに対応した措置をとっていくと、もちろん、法律に基づいてでありますけれども、そういう対応になろうかと思っております。

○外山三博委員 2点お尋ねしたいんですが、まず、1点ですが、正月の初詣等の人出について、事前に予測の数字を出されますよね。ことしの場合、実際に動いた人と予測とは差異があったんですか、どうですか。

○井上生活安全部長 年末・年始人出の予測につきましては、年末の段階で各神社あるいは仏閣等の主宰者から、昨年の人出はわかっておりますので、それと、新年といいますか、ことしの人出の予想をとるわけですが、予測としてはほとんど変わりませんでした。若干、えびの高原でありますとか、フローランテとかです。迎光の関係で——昨年は非常に人出が少なかったんですが、ことしは天候の関係で非常によかったですので、若干の増加はありましたが、そう見込みと結果は変わっておりません。

○外山三博委員 今の予測は神社等に聞いてというふうに言われたと思うんですが、この予測はどのような形で予測されるのか。前から、私はどうやって予測をするのかというのが不思議だったんですが、どうやって予測されるんですか。

○井上生活安全部長 人出の予測につきましては、神社、仏閣等からそういう人出の予想をお聞きします。これはもとになりますのは、昨年のおみくじとか破魔矢の売り上げ状況とか、駐車場の状況とか、そんなもろもろを集めたのを神社の方から、「うちはこれぐらいの人出を予測しております」というような数をいただいております。それがもとになっております。

○外山三博委員 その際、初詣だけじゃなくて、例えば、大きなイベント等があるときなんかの場合ですね、警察の方としては、先方の主催者から聞かれることプラス、何かそこにファクター入れられるんですか。それとも聞かれたままを発表されていくんですか。

○井上生活安全部長 いろんなイベントの場合には、主催者の発表と警察の発表がかなり数が違うという部分があります。警察は警察としまして、もちろん主催者発表の数は参考にしますが、

警察独自で推計したといえますか、その数字をもとにして発表はいたしております。神社、仏閣等の人出につきましても、もちろん向こうから予想人出等はもらいますが、実際の人出につきましては、現場に警察官等を配置しておりますので、それをもとにしまして推計をいたしております。

○外山三博委員 それでは、次、第2点ですが、特定失踪者の問題、3名の方、ここに書いてある。1名、林田さんという方の名前がありましたね。このときのこと、私も覚えておるんですが、遊漁船で出られて、もう一人乗っておられたんですね。もう一人の人の名前は出ずに林田さんだけを捜査をするというのは、どういうことなんですか。

○田崎警備部長 確かに、林田さんと一緒に行かれた方がいらっしゃいます。この方は、家族の方の意向ということもありまして、名前は出ていないと聞いております。ですから、そういう特定失踪者の関係の中にも含まれていないと解しております。

○外山三博委員 ということは、本人の身内から捜索願がない場合は、警察は動かないというか、捜査をしないということなんですか。

○田崎警備部長 同乗されておりましたので、一緒に関係者の方などについての調査とか、それは実施をしております。当然、この方も同じ船に乗っておられたわけですから、その捜査につきましては、家族の方ともお会いしたり、いろいろ裏づけ捜査とか、そういうことは実施をしております。

○外山三博委員 もう一人の方の捜査はしているんですか。していないんですか。

○田崎警備部長 やっております。

○外山三博委員 ということは、プラス1出て

くるんじゃないですか。4になるんじゃないですか。

○田崎警備部長 いろいろ御家族の方の意向で、あんまり出してほしくないということで統計上は出しておりません。

○外山三博委員 何かちょっとわかりにくいんですがね。この案件じゃなくても、同じような失踪者がいたときに、家族が名前を出してほしくないという場合は、捜索はしても公にしないということになるわけですか。

○田崎警備部長 家出人届け出というのがありまして、家出人届け出がなされた場合には、公に、あるいは極秘に手配をいたしますが、家出人手配がなされた場合には、警察は警察なりに調査をいたしますけれども、その公表はしないということでもあります。

○吉田警察本部長 外山委員の御質問にちょっと補足でございますけれども、警備部長から御説明申し上げました「特定失踪者問題調査会」が公開している失踪者、これは御案内のとおりでございますけれども、警察と全く別の団体である調査会が公開しておる特定失踪者として、この3名がリストアップされておるということでございますので、あくまでも、特定失踪者問題調査会の判断として3名がリストアップされているということは御理解いただきたいと存じます。

他方、私どもといたしましては、そのうちの1名である林田さんにつきまして、告発も出ておりますので捜査をいたしておりますけれども、当然、その過程で同乗しておられた方についても捜査は継続していると、このように御理解いただければと存じます。

○十屋委員 1点だけ。済みません、ちょっと聞き漏らしたんですが、ここに2番のところに

日向事件というのがあって、作員が逮捕されましたよね。逮捕された後、いろいろ調べられて、その後、本人はどういう処遇になるんですか。作員として逮捕して、法体系上、密入国者のみで本国送還するのか。また、それに付随していろんなもの、所持品、持っているものも一緒に送り返すのか、日本としてそれを保管するのか、その辺のところをちょっとお話しただけですか。

○田崎警備部長 この黄成國につきましては、先ほど御説明しましたように、1年6カ月の懲役ということでありました。後から聞いたところによりますと、大分刑務所に服役をしたということでもあります。大分刑務所を服役後はもう出たら即不法滞在者になります。いわゆる法務省の管轄でありますので、あとは法務省の方で、中国経由で北朝鮮の方に送還をされたと聞いております。以上でございます。

○十屋委員 そのときに、法的な密入国で1年6カ月というのと、明らかに作員であるというのがわかっているところで、日本の法整備がまだ追いついてないというところも話をちょっと聞いたことがあるんですが、そのときに持っているいろんな作員としての所持品がありますよね。そういうものも一緒に法務省の方に渡したときに、その本人に渡して一緒に送り返すのか、もしくは警察に保管しておいて、いろんな今後の密入国者の対応なり、暗号の解読なり、そういうやつに役立てるのか、その辺はどうなるのでしょうか。

○田崎警備部長 これは証拠物とともに、すべて検察庁の方に送りますので、その後の措置としては、警察はちょっと関知できないですね。以上でございます。

○十屋委員 今、おっしゃったように、その後

のことはわからないかもしれませんが、法整備は日本の部分が追いついてないというところが確かにあるように聞いておるんですけどね。そのあたりで、やっぱりこういう作員に対してのもっと厳罰といいますか、そういうものも必要じゃないかなというふうに思っていましたので、ちょっとお聞きしたんですが。

○田崎警備部長 スパイ防止法とかそういう法律があれば、それに適用なるかと思えますけれども、この場合には不法入国ですね、それから外国人登録法。例えば、外国人登録法、これは1年以下の懲役とか、あるいは文書偽造にしましても10年以下の懲役とかそういう形で、刑としてはそう重くはありません。ですから、こういう犯罪行為を積み重ねて初めて実刑に持っていくとか、1年半に持っていくとか、そういう積み重ねでやっとそういうことになってくるということになっております。以上であります。

○吉田警察本部長 ただいまの十屋委員からの御質問の、いわゆるこういった諜報事件に関する法整備の問題でございますけれども、御指摘のとおりでございます。今回の本県の日向事件につきましても、現在の入管法とか外登法とかこういった法律でしか検挙できませんし、例えば、旧ソ連・ロシアのスパイ、諜報事件につきましても、大使館員として活動しておりますから、これは入国管理法とか外登法違反にも問えないということで、その諜報事件の捜査については、非常に困難が伴っているのが現実でございます。したがって、そういった諜報事件の検挙については、あらゆる法令を適用して、法令違反を構成するものがあれば、それを問擬して検挙するということが対応せざるを得ないというのが実態であります。

20数年前に、いわゆるスパイ防止法等の必要

性が議論され、現在でもそういったことを論じられる向きもございますけれども、私どもといたしましては、法執行機関でございますので、与えられた法律の中で違反を検挙するべく努力を重ねてまいるといことで対応しておるところでございます。

○蓬原委員 「不審者を見たら110番に連絡ください」というのがありますが、つりの雑誌を見ると、110何番というもう一つの番号がありますが、あれは国の方への連絡ということなんですか、海上保安庁の連絡ということでしょうか。

つりの雑誌を見ますとね、途中に不審な船とか、それを見たら118ですかね、118じゃないかなと思っているんですよ。御連絡くださいというのがあります。今、これを見たら110番だから警察に行くんだなということなんですが、結構、つり船というのはこの沿岸ではものすごく多いですよ。携帯がどこまで通じるかなということもあるんですが、118かなと、私もそう思っていました、あれはどちらへの連絡となるんでしょうかね。

○田崎警備部長 海上保安庁ということのようであります。

○蓬原委員 それで、私も年に2～3回つり船で何十キロ沖まで行くんですけども、いまだに拉致の危険があるんだなと思いますと、ついやっぱり少しだけそういう船があるのかなみたいな気持ちにもなったりしますが、普通のつり船の遊漁船の船長といえますか、そういう持ち主に対して、そういう場合への協力依頼というか、そのあたりは徹底されているんでしょうかね。

○田崎警備部長 沿岸協力会ですね、この会員の方は大体そのような方たちが多いということです。それから、各漁協とかあるいはつり具店

等に対しましても、警察官は立ち寄りながら、そういう広報あるいは指導とか、そういうことはやっております。

○蓬原委員 個人でつり船持っていたりとかいろんな人がおりますよね。だから、危険がいっぱいだなと感じるわけですが、できたら、何かステッカーでもつくって、「必ずこういうのはここに連絡しなさい」というのを徹底をしていただいた方が再発防止になるのかなということと、携帯ですよ、携帯にはいろんな会社があるんですが、大体海上何キロまで届くかということ把握しておられますか。

○椎会計課長 110番については見通しの良い所で、陸上基地から10～15キロということですよ。

○蓬原委員 いわゆる遊漁船の所有者に対する徹底、これはどうでしょうかね。

○田崎警備部長 御意見を受けましたので、さらに検討を加えてまいりたいと思います。

○蓬原委員 お願いします。

○外山良治委員長 いいですか。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 ないようでございますから、以上をもって警察本部を終了いたします。執行部の皆様には御苦勞さまでございました。

暫時休憩をいたします。

午前10時53分休憩

午前10時57分再開

○外山良治委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明をお願いします。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いをいたします。

○高山教育長 教育委員会でございます。よろしくをお願いをいたします。

説明に入ります前に報告をいたします。

新聞等でも報道のありましたように、県立高校教諭の自宅の私用パソコンから、生徒の個人情報流出をいたしまして、漏洩していたことが発覚をいたしました。児童生徒の個人情報の管理の徹底につきましては、日ごろから厳正に対処するよう、各学校を指導していたところですが、今回、このような事案が発生したことにつきましては、大変遺憾なことだと考えております。県教育委員会といたしましては、今回の事案を深刻に受けとめまして、再発防止に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、清武町内で発生をいたしました「鳥インフルエンザ」についてであります。県教育委員会におきましては、直ちに、市町村教育委員会や各県立学校等に対しまして、「児童生徒及び教職員の健康管理」や「学校における飼育動物の管理」、「風評被害防止への配慮」等につきまして、適切な対応を行うように通知するなど、「指導の徹底」と「情報の提供」に努めているところであります。日常生活におきまして、鳥インフルエンザに人が感染することはないと聞いておりますが、今後とも、児童生徒の健康管理等に万全を期してまいりたいと考えております。

それでは、説明に入らせていただきます。本日は、『教育委員会制度のあり方』を巡る国の検討状況について、「いじめ問題への対応について」の2つの項目につきまして、説明をいたします。

内容につきましては、引き続き、関係課長が説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○梅原総務課長 それでは、『教育委員会制度

の在り方』を巡る国の検討状況について」御説明申し上げます。常任委員会資料の1ページをお開きください。まず、1の教育委員会制度のこれまでの主な改正状況についてでございます。

ちょっと沿革になりますが、明治以降戦前まで、教育は、専ら国の事務とされまして、県や市町村は、国の機関として教育事務を行う制度がとられておりました。しかしながら、戦後、民主化の重要な柱の一つとして教育改革が行われまして、昭和23年に教育委員会法が制定をされまして、教育委員会制度が創設をされております。本県におきましては、昭和23年の11月に教育委員会が設置をされておりました。昭和27年には全国すべての自治体において教育委員会が設置をされたところでございます。

次に、昭和31年でございますが、現在の教育委員会設置の根拠法令となっております「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が制定をされましたが、これによりまして、教育委員会の選任につきましては、公選制が廃止され、首長が議会の同意を得て任命することとされました。また、教育長の任命に当たりましては、文部大臣や都道府県教育委員会の承認を必要とする、いわゆる教育長の任命承認制度が導入をされております。その後、社会情勢の変化等に伴いまして、所要の改正が行われてまいりましたけれども、平成11年の法改正では、教育における団体自治を強化するため、当時の地方分権の推進を図る観点から、教育長の任命承認制度が廃止をされたところでございます。

また、平成13年の法改正では、教育における住民自治を強化するために、教育委員の人選に当たりまして、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、教育委員に保護者が含まれるよう努めることが規定され

たところであります。また、あわせて教育委員会会議の原則公開や教育行政に関する相談窓口の明示等も規定されたところがございます。

2 ページをお願いいたします。2 の現在進められている検討の背景についてでございます。平成16年3月に文部科学大臣から中央教育審議会に対しまして諮問が行われました。これを契機に、地方分権や市町村合併の進展等に適切に対応できる地方分権時代にふさわしい教育委員会制度のあり方など、教育行政制度の基本的な枠組みについての検討が各種の審議会等で行われることとなったところがございます。

次に、3 の検討状況についてでございます。

まず、(1) の中央教育審議会についてでございますが、この審議会は、文部科学大臣の諮問機関でございます。検討事項につきましては①のとおりですが、平成17年10月に出されました新しい時代の義務教育を創造するという答申では、教育委員会をすべての地方自治体に設置する基本的な枠組みは維持しながら、その上で、文化・スポーツ等に関する事務は、首長が担当することを選択できるようにすることが適当であるという答申が出されたところがございます。

次に、3 ページでございますが、(2) の地方制度調査会でございます。この調査会は、内閣総理大臣の諮問機関でございます。審議の中では、地方自治制度の弾力化を図るため、各種行政委員会制度のあり方についての検討がなされて、平成17年12月に地方の自主性、自律性の拡大、及び地方議会のあり方に関する答申が出されております。この中で教育委員会に関する部分としましては、教育委員の設置を選択制にすること、また学校教育以外の事務につきましては、長が所掌するか、教育委員会が所掌するかを選択できる措置をとるという内容が盛り

込まれたところがございます。

次に、(3) の経済財政諮問会議でございます。この会議は、内閣府に設置される合議制の機関でございます。この審議の中では、規制改革の一項目として教育委員会制度が議論をされまして、平成18年7月に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」が出されたところがございます。教育委員会制度につきましては、教育の政治的中立性の担保に留意しながら、当面、市町村の教育委員会の権限、例えば、学校施設の整備・管理の権限や文化・スポーツに関する事務の権限などを首長へ移譲する特区の実験的な取り組みを進めるとともに、教育行政の仕組み、教育委員会制度については、抜本的な改革を行うこととし、早急に結論を得るという内容でございました。

次に、4 ページをお願いいたします。(4) の規制改革・民間開放推進会議でございます。この会議は、内閣総理大臣の諮問機関でございます。平成18年12月に「規制改革民間開放の推進に関する第3次答申」が出されましたが、この答申では、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」及び「財政改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針」を踏まえ、改正教育基本法の国会論議や教育再生会議の意見も踏まえて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正を行うものとするという答申が出されたところがございます。

次に、(5) の教育再生会議についてでございます。この会議は、平成18年10月10日の閣議決定により内閣に設置された会議でございます。現在、検討事項に挙げておりますようなさまざまな教育改革に関する項目が議論をされておりますが、その中で四角で囲んでおりますように、教育委員会の組織・運営、教育委員・教育長の

人選の見直しなどについて、現在、第一次報告に向けた検討が行われている段階というふうに向っております。以上のとおり、複数の諮問機関等で現在、教育委員会制度のあり方についての答申や検討が行われているところでございますが、今後、国の方では、これらの答申等を参考にして、教育行政制度の基本的な枠組みについて見直しが行われることとされております。本県におきましても、今後の国の検討状況等を踏まえながら適宜見直しを行って、宮崎らしい教育の実現に全力を尽くして取り組んでまいりたいと考えております。私からの説明は以上でございます。

○飛田学校政策課長 いじめ問題の対応についてであります。資料の5ページをごらんください。いじめ問題について日常的な取り組みや緊急に取り組んだ取り組み等について報告をさせていただきます。

まず、1のいじめ問題の日常的な対応・対策についてであります。この資料には、いじめ問題への直接的な取り組みを書かせていただきました。しかしながら、こういうことの前に、まず、教師と児童生徒の人間関係とか、生徒同士、児童同士の温かな人間関係、あるいは生徒一人一人、児童一人一人が生き生きと過ごせるような学校づくりを進めることが何よりも大切であると考えております。資料を説明させていただきます。

(1)のいじめの早期発見・早期対応のための学校の具体的な取り組みであります。①、②に示しますように、各学校においては、いじめ・不登校対策委員会を毎週1回程度開催するとともに、定期的な教育相談週間を設定するなど、いじめの早期発見、早期対応に努めております。

(2)の学校における相談体制への県教育委員会の支援でございますが、①にありますように、臨床心理士等から成るスクールカウンセラーを中学校——中心となる学校を拠点校といいますが、拠点校35校に、また拠点校とあわせて中学校の対象校8校、小学校対象校27校に配置いたしております。また、②ですが、教育関係者など地域人材を活用して、スクールアシスタント50名を中学校50校へ、③ですが、子供と親の相談員を小学校18校に、④になりますが、生徒指導推進協力員を小学校10校にそれぞれ配置し、その活用を図ることで教育相談体制を充実し、いじめ問題等児童生徒の悩みを積極的に受けとめることができるような体制を整備しているところでございます。

次に、(3)の教職員研修の充実のための取り組みであります。まず①にありますよう、年度初めの校長会で、具体的な例も示しながら、学校の取り組みの充実を指導いたしました。また、②にありますように、小・中・高等学校生徒指導主事等連絡協議会を事務所あるいは県で実施し、各学校のいじめ・不登校対策に関する取り組みの情報交換や事例の研究等行っております。さらに、③にありますように、県教育研修センターでは、いじめ防止にかかわる研修を実施し、④に示しておりますように、県で生徒指導資料「いじめ・不登校・暴力行為等への対応」等を作成し、全職員に配付し、活用させるなど、校内研修等における資料の活用の徹底を図っております。

(4)は、電話相談体制充実の取り組みでございますが、①にありますように、教育相談専用電話（ふれあいコール）を教育研修センターに設置し、月曜日から金曜日の8時半から21時まで対応するとともに、②に示しますよ

うに、本年度より土曜日、日曜日にも対応するために新規事業として「心の架け橋子ども電話相談事業」を立ち上げ、子供専用の電話を「チャイルドラインみやざき」に委託し、毎週土曜日及び第一日曜日の15時から21時まで対応いたしております。なお、それ以外の時間にどう対応するかということですが、県警のヤングテレホンと連携をとりながら、24時間対応できるように体制をとっているところです。これらのことにつきまして、子供たちに一層周知をしたいということで、現在、こんな感じのカードなのですが、今、印刷を進めておりまして、「24時間どこでも悩まないで相談しようね」ということを近いうちに、県内の公立私立問わず、全小・中・高校の子供たちにメッセージとそれから電話番号を書いたカードを配ろうと、今進めておるところでございます。

それから次に、2のいじめ防止に関する緊急対応・対策についてであります。全国的にいじめが原因と思われる事件が相次ぎました昨年の10月以降の取り組みについてですが、(1)の校長会等における指導であります。10月から11月にかけて県立学校長会や公立小・中学校長会、生徒指導主事会等を開催し、学校挙げていじめ問題の解決に取り組むように指導いたしました。

6ページをごらんください。通知文になりますが、いじめ問題の取り組みの徹底についてという通知を発出し、アのいじめ防止のための点検評価、イの職員研修、ウの保護者や地域への広報啓発、エの対応に対する報告書の提出、そういう4点について緊急に取り組むよう全学校を指導いたしました。

②になりますが、報告書等で確認いたしますと、アの緊急の相談、実態調査、イの職員研修、ウの学級通信とか、あるいは参観日等の機会を

とらえての保護者への啓発につきまして、すべての学校において緊急対応や対策が行われております。

(3)は、実態調査であります、①に示します調査目的ですが、10月から11月末までの県内各学校での緊急対応等踏まえまして、文部科学省が示している基準より広い範囲で実態調査を行い、今後のきめ細やかな指導のために使いたいということで調査を実施いたしました。

②の調査内容ですが、アの対象期間は、本年度18年度の4月から11月末まで、それからイの対象は、全市町村教育委員会、それから全県立学校。ウですが、報告する基準といたしましては、文部科学省が示しているのが①から③でございます。①から③に加えて、県独自の基準として、④番目として「いじめではないかとして、児童生徒や保護者等からの相談や教職員からの報告があったもの」、そういうものを基準に追加して調査いたしました。ただし、そのときもう既に緊急対応として学校が調査をしていたところは、その調査結果を報告するという事で対応させていただきました。

③の結果でございますが、アに示しますように、市町村教育委員会への調査の結果、小学校で537件、中学校で343件、合計880件の報告がございました。なお、880件のうち、85件が継続して指導しているということも報告を受けております。イの県立学校では631件の報告があり、そのうち、201件が継続指導中ということであります。

今回の調査を通しておよそ3つのことを感じたところですが、1つは、文部科学省の定義で学校が把握しているいじめより子供の視点で見たら、いじめというのははるかに多いという点が1点でございます。2つ目は、調査をどうい

うやり方にするか、調査方法によって実態の把握の仕方が随分違いが出てくる。3つ目は、子供の視点に立った調査内容を考え、実態を詳細に把握し、きめ細かな対応をする必要があるのではないか、そういうことをこの結果から分析をしたところです。いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にもあるという認識を持ちながら、一層指導の充実を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○外山良治委員長 執行部の説明が終了いたしました。報告事項についての質疑はありませんか。

○蓬原委員 さっきのカードを見せてもらえませんか。

○飛田学校政策課長 実はですね、これはまだできておりませんで、イメージということで持ってきました。これは委託事業で土日について子供たちに配ったものでありまして、私のメモを書いておりまして、まだ今、作成中でございます。

○蓬原委員 では、できてからください。

○十屋委員 今のカードの件ですが、今、ほとんど子供が携帯電話を所持しているという考えだと思うんですけれども、旧態依然のテレホンカードにするとか、お金を持ってない子がいらっしゃる場合もあるので、例えば、度数を限定してするとか、そういう考えはなかったのかですね。

○飛田学校政策課長 いろんな考え方で実態調査等もいたしました。例えば、どれくらい子供がかけているか、実態としては、数は非常に少のうございます。ただ、一人一人の子供がどうしても相談するところがなかった場合には、絶対子供一人一人にメッセージを発信したいという気持ちでカードをつくらせていただきました。

また、ごらんいただけたらありがたいと思うんですが、形としては、まず「一人で悩んではいませんか」、「あなたを助けてくれる人はきつといます」、「悩みがあったらすぐに周りの人に相談してみましよう」と、また、こういう相談の窓口もあるよというようなことで、教育センターの「ふれあいコール」、それから委託しております「チャイルドラインみやぎ」、そして県警の「ヤングテレホン」、すべてのダイヤルと一緒に載せて、子供たち一人一人に周知をしたいと思っております。以上でございます。

○十屋委員 今、熱意は十分わかって、それを工夫する上で、例えば、全生徒に配付する場合に金額が莫大な金額になるので、例えば、着信したときだけ、カードにしているICなんか入られて電話が直接かかるとか、そういうふうな工夫とか、子供がお金が要らないように電話をかけて、110番とか119番と同じようにかけたら着使用した回数だけNTTの方に教育委員会なりが払うとか、そういうふうな工夫とかというのは、もっとかけやすい状況を考えられた方がいいのかなと、ちょっと思ったものですから、その辺のことだったんですけど。

○飛田学校政策課長 確かに、おっしゃるとおりでありまして、新規事業として立ち上げました「チャイルドライン」につきましても、無料電話という形で予算措置をさせていただきました。それで、今回、一番考えたことは、おっしゃるようなことも十分あれなんですけど、「夜中でもいつでもだれかが……」、「どうしても困ったら……」ということ子供たちに周知したいということが一番の目的でございまして、規定の中の予算のやりくりをしながら、やっぱり子供たちにメッセージとして届けたいということで、こういう対応をさせていただいたところで

ございます。以上でございます。

○十屋委員 この前、新聞等で出たんですが、文科省の方で、いじめにする定義が変えられましたよね。宮崎県は、それより以上に、先ほど説明があったように、その枠を広げて調査されたということなんですけれども、それで、その対応としては、今やっていることは、宮崎の方が先行したと思うんですけれども、文科省が出したその定義の、前の委員会のときもその定義についてちょっとお話をさせていただいたんですが、そういう面で宮崎の部分と文科省が今度出す定義が合致するのかなとか、もっと幅広く宮崎としては取り組んでますよということなのか、その辺はどうなんでしょうか。

○飛田学校政策課長 おっしゃるとおり、文科省が17年度分まで実施しておりました調査では十分ではないということで、緊急にいろんな取り組みを学校に指導し、その結果を集約したというのが今回の調査です。実は、報道で、昨日でしたかね、発表になりましたが、今週、文部科学省は、担当者を集めて会議をやって、実は、きょう、文科省の方で担当者の打合会をやっております。そこあたりの状況も見ながら、それで十分であるか、あるいは全国比較のデータ等もありますし、いろんな対応を今後検討してまいりたいと考えております。

○十屋委員 ということは、さらに県教委としては、前向きに取り組みたいということで理解させていただきたいと思います。

それから、教育委員会制度の改革ですけれども、正直言って、こんなにたくさん審議会があって、どれが中心になって進むのかなと、今、それこそ教育再生会議と中央教育審議会との綱引きがあるとかないとか新聞紙上では見るしかないんですが、基本的にどうなっていくのかな

というのが非常に不安な部分と、県教委としては、やっぱり中央教育審議会の答申なりをきちんと文部科学大臣のもとで出されるものを中心にするのか、経済財政諮問会議なのか、安倍総理の教育再生会議なのか、その辺はどういうふうに考えたらいいんでしょうか、それが1点。

それから、今、ここに出されているのは、委員会制度の一番根幹である人事権とか予算のところとか、まだこの前、中核市の30万以上の部分では地方の教育委員会の方にまかせてもいいんじゃないかみたいな報道もありましたけれども、そういうところからすると、今後の改正が、今、言われた事務の部分でスポーツ・文化、それから生涯学習の支援、これ、既にやっているところもあると思いますけれども、その辺のところでも本当に教育委員会制度がもっとほかの部分でも改革されていくのかなと、どうなるのかなというのがあるんですが、そのあたりはどうなんでしょうか。

○梅原総務課長 ただいまのまず第1点につきましては、国における検討の行方ということなんですけれども、これについては、各種審議会でも検討した結果は関係法令の改正という形で形づくられていきますので、法令の改正ということになりますと、文科省が提案をするということになると思いますので、最終的にはやはり中央教育審議会等でそれがたたき台として検討されることが必要じゃないかというふうに思っております。

ただ、内閣総理大臣とあるいは内閣府におかれている各種会議等もございますので、そこら辺が本省とどちらを優先するのかというところがあるかと思っておりますけれども、基本的には、やはりそういった審議会というものを国の方でも尊重するのではないかと考えてお

ります。

それから、第2点目が、こういった検討のポイントといいますか、こういった範囲まで広がるのかということだと思いますが、いろんな検討がなされておりますけれども、大別しまして、検討の現在のポイントというのが3点あるかだと思います。1点は、現在の社会情勢の変化に対応して、教育委員会制度の意義と役割を改めて見直そうということが第1点であろうと思います。それから、第2点目としましては、スポーツと文化に代表されますように、守備範囲が重複をしまりましたので、首長部局と教育委員会との関係を見直すこと、これが第2点だろうかと思います。それから、第3点目としまして、最も新しい視点で出てきましたのが、教育行政の広域化ということで、過疎化が進む市町村の教育委員会のあり方等を中心に検討を行うということが3つの大きなポイントだろうかと思います。また、あわせて、共通して言えることとして、その教育委員会の意思決定の迅速化ですとか、あるいは責任の所在の明確化を図ること、こういったことがあわせて議論をされていくのではないかとこのように考えております。以上でございます。

○十屋委員 3点目のところの広域化ということで、教育委員会の下に教育事務所というのがありますよね。当然、市町村の、そこは財政的なものも含めて教育委員会を持たなくなる、持たなくなると思いますか、持たなくてもいいというような改正になったときには、やっぱり県教委としては、教育事務所の役割といいますかね、そういうところ辺が影響してくるのかなというふうに思うんですよ。今、ちょうど18年度から教育事務所の方の仕事の役割として、家庭教育とかそういういろんなものに力を入れよ

うとされていますよね。だから、そうなってきたときに、どういうふうな方向で——今からいくと、時代の流れとして、市町村教育委員会の存在がなくなるのかなと個人的には思うんですよ。そうしたときに、宮崎県としては、教育事務所をどういうふうに活用するのか。

それと、隣県の、例えば市の教育委員会とそこをどういうふうに連携を持たせるのか、その辺のところまで考えておかなきゃいけないのかなというふうに思うんですが、そういうのはまだまだ先の話なんじゃないかな。現実問題として考えなきゃいけないのか、もうちょっと期間的に余裕があるのかですね、そういうところはどうか。

○梅原総務課長 ただいまのまず市町村の教育委員会のあり方につきましては、これは制度的な枠組みですので、国の検討を待つということになるかと思っております。

また、教育事務所のあり方につきましては、これはやはり教育行政の組織の見直しということで、見直しについては、ふだんから行っているかなければならないことだと考えておりますので、そういったものについては、何がきっかけということではなくて、常日ごろからやはり合併とはかかわらず、学校というものは存在をしていきますので、そういった形で対応していきたいというふうに考えております。

○外山良治委員長 いいですか。

○十屋委員 はい。まだこの議論は今からなんでしょうから……。

○外山良治委員長 その他、何かありませんか。

○外山三博委員 本来だと総務委員会の財政あたりに聞いていくことでしょうが、今度、知事が急遽かわりましたね、きょうからね。それで来年度の予算が骨格予算になるということなん

ですが、教育委員会に関しては、骨格予算になること、当初予算の今までのペースでずっと検討されてきたと思うんですが、骨格予算になることによって2月議会に出てくる予算案の内容というのは、基本的には、どういうふうに変わってきますか。

○梅原総務課長 平成19年度当初予算についてでございますけれども、2月議会をお願いすることになると思いますのは、当面の6月議会での肉づけ予算が予定されておりますが、それまでの間に必要な経費について、御審議をお願いすることになるかと思えます。したがって、内容につきましては、既定事業のほか、その3カ月間で予定されております大会とかそういったものについての所要の経費、そのほかの新規事業につきましては、すべて肉づけ予算で対応させていただくことになると思います。以上でございます。

○外山三博委員 今回の肉づけ予算というのは、どういう意味ですか。

○梅原総務課長 これは骨格予算に対する肉づけという言い方をしておりますけれども、どうしても義務的な支出を行わなければならない経費について骨格という形で呼んでおります。それ以外の部分を肉づけという形で呼んでおるところでございます。

○外山三博委員 よくわからないので少し具体的にお聞きしますが、さっき説明がありましたね。「ふれあいコール」、これは今やっておる事業……。

○飛田学校政策課長 現在、やっておる事業でございます。

○外山三博委員 多分、来年度に予定をしておる、例えば耐震工事、それから学校の今、改築工事をやっておる分は続いていくからこれはや

むを得ないとしても、来年度から始める予定の改築工事、こういうものは2月の議会に出てくるんですか、来ないんですか。

○梅原総務課長 事業の内容によりますけれども、特に、多額の財源を要するような重要な、あるいは大規模な事業については、肉づけの方に予定をさせていただいております。

○外山三博委員 教育委員会が従来のパターンで予算を組む、多分、ほとんど作業は終わっておったと思うんですね。その旧来の考えでつくる予定だった総予算と、今度の骨格予算との差異というか、金額はどのくらい違うんですか。

○梅原総務課長 現在、骨格予算の概要が示されておりますけれども、最終的にはまだ決定をいただいております。ですから、まだ金額的に当初予定しておった数字の何%というのが肉づけで認められているのかどうかというところが把握できませんので、総額に対するパーセントというのは出ないところでございます。

○外山三博委員 ということは、骨格予算もその範囲をどのぐらい組むかということがまだ明確にはわかっていないということですか、今の段階では……。

○梅原総務課長 骨格予算の範囲については、事業ごとに示されておりますけれども、それは先ほど申し上げましたように、既定事業プラス最初の3カ月間で必要な部分についての経費ということになっております。

○外山三博委員 ということは、投資的な経費をほとんど組めないということだろうと思うんですね、そうなったときに、4月から新年度が始まりますよね。そうすると、新年度に入ったときに、教育委員会として考えておられる事業がスタートできないということが幾つかあると思うんですね。そこ辺のところはどんなふう

考えておられますか。

○梅原総務課長 事業によりましては、事業の始期が4月ではなくて、6月、7月以降にずれ込んでくるということはあるかと思いますが、これは予算編成上、新規事業については、新たな決定がなければ提案もできませんので、やむを得ないというふうに考えております。

○外山三博委員 ということは、政策に関する投資的な費用等は新しい知事の考えを当然聞く中でつくっていくということになるわけですね。そうすると、6月の議会もしくは9月になってくるということになれば、やっぱり半年ぐらい事業がずれ込んでいくということは想定されますよね。どうでしょうか。

○梅原総務課長 骨格予算の中でも、例えば、大きな投資的な事業で、工期の関係でスタートがおくれては間に合わないものといったようなものについては、骨格の中で計上するということで認めていただいているようでございます。

○外山三博委員 今、ここで細かい議論してもしょうがないんですが、ただ、要望だけを言わしていただくとね、教育委員会がずっと今までの教育行政の流れの中でやってこられて、ここで非常に大事なことでやろうと思うことは、思い切ってやっぱり2月の議会に出したいと、出すという姿勢を知事に示してもらう必要があると思うんですよ。知事がかわったから、知事の考えでがらっと変わっていったら教育行政の連続性というのは根底から変わっていくわけですから、どうか、今までやってこられたことは、基本的には、私はきちんとした教育行政をやっけてこられてると思いますからね。そういう姿勢で2月の予算も、財政が言うてくることを超えてでもやっぱり提示を教育委員会としてはしてほしいなと思います。

○外山良治委員長 その他、何かありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

午前11時34分休憩

午前11時35分再開

○外山良治委員長 委員会を再開します。
その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 以上で委員会を終了いたします。委員の皆様にはお疲れさまでした。

午前11時35分閉会